



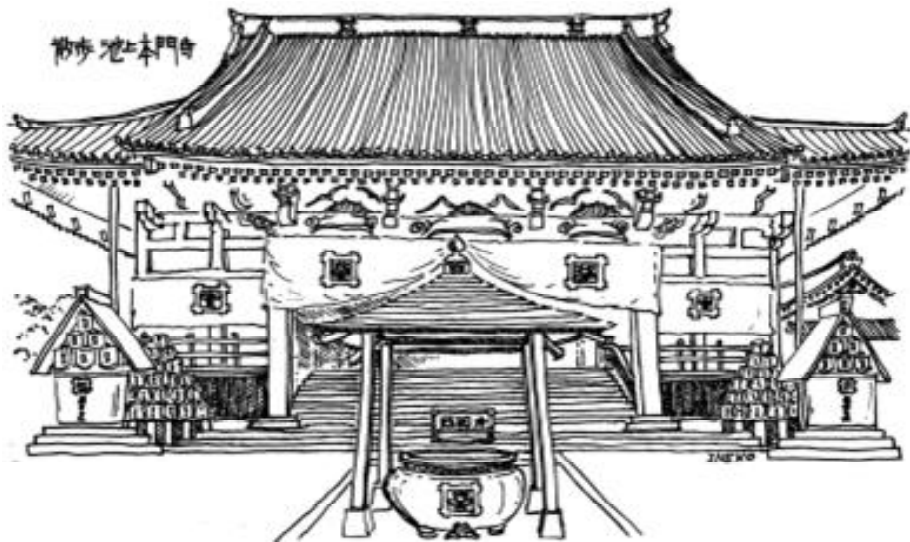
2025年1月15日発行（季刊）



う 羽 化 か

ISSN1880-8646
2025年1月
第132号

横 浜 漢 点 字 羽 化 の 会
〒231-0063 横浜市中区花咲町1-46-1-1105 Tel 090-9003-7279
発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
編集責任者 宮 澤 義 文

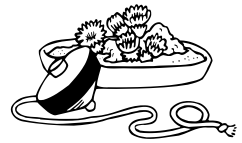


目 次

顧みて（1）（岡田健嗣）	1
字式について（6）（岡田健嗣）	6
点字から識字までの距離（125）（山内 薫）	9
ご報告とご案内	13
編集後記（宮澤義文）	15

顧みて (一)

岡田 健嗣



一

前回は、町田市の点訳グループ・町田赤十字点訳奉仕会様からお招きをいただきまして、昨年一〇月十五日に、漢点字のお話をさせていただきました折りの、レジュメを中心にして、そこで感じたこと、あるいは日頃思っていて、そういうことを機に鮮明になったと思われることなどについて考えてみました。

川上泰一先生が漢点字を創案して世に問われてから五十年余り経ちました。そして先生がご逝去されてから、昨年で三〇年を迎えました。

先生は戦後、大阪府立盲学校で教鞭を執られて、盲学校ではわが国の表記法である漢字仮名交じりの本体である漢字を教えていないことをお知りになって大いに驚かれました。その原因の根本が、漢字を表す触読文字の存在しないことにさらに驚かれたのでした。そ

して明治二三年に「日本語点字」が施行されて以来、誰も触読し得る漢字の体系を試みていないことに、もう一度驚かれたのでした。

このようにして先生は漢点字の開発に乗り出されたのですが、残された先生のお話によれば、艱難辛苦を地で行ったような日々だったようです。

一九六九年に当時の当用漢字を完成させて、発表されました。当用漢字は二〇〇〇に足りない数の文字数でしたので、点字のマス数で、二マスに収まるものでした。これを基本にして、現在言うところのJISコード第一水準・第二水準の文字を作られました。

漢点字の構造は漢字の構造をなぞるもので、川上先生は、まず部首を構成する文字から作られました。その最も基本的な文字を「第一基本文字」と呼ばれて、一マスで表すようになさいました。点字は六つの点でできていますので、一マスの中の点の組み合わせは六通りです。そのうち〇と一点だけの符号を除いて、二つ以上の点の組み合わせでできた符号が五七個できました。この五七個の点字の符号を、一つ一つの部首に当てて、その部首を表す符号としました。つまり、

最初に決めた「第一基本文字」は、五七個ということになります。

さらにこの「第一基本文字」を部首として、漢字の特徴である二つ・三つ…の部首を組み合わせて新たな文字となるという方法に従って、二マスの漢点字を作られました。

点字の点の数は六つです。一マスですと五七個の漢点字ができました。二マスに増やしますと、点の組み合わせは単純計算で四〇九六通りとなります。このことから計算上は、二〇〇〇字足らずの当用漢字を作るのには、二マスの点字の符号で十分であることが分かります。

その後は、基本文字の種類を増やし、部首を表す符号を増やすことで、六書で最も数の多い形声文字に対処なさいました。こうして当用漢字を表す漢点字の符号ができて、私達視覚障害者の元へ届けられることになりました。

二

このようにして川上先生が世に送り出された漢点字

ですが、私がそれに気づいたのは、それほど早い時期ではありませんでした。一九七八年に、ある点字の雑誌を、どこかの点字図書館で見えて、川上先生が漢点字の通信教育の受講者を募集している記事を見つけました。これが私と漢点字との出会いで、普段は見ることのない雑誌でしたので、極めて偶然の邂逅と言ってよいものだと思います。

私はそのころ、盲学校を卒業して社会の空気に触れるようになって、その社会の厳しさを肌身に感じておりました。どうすればそれを克服できるのか、それを何とかしなければ生き抜くことは覚束ない、誠に大袈裟な物言いになりますが、そんな風に思い詰める日々でした。そしてその社会の厳しさの第一に挙げられるのが、私の言葉の貧困だと、かなり早くから気付いておりました。しかし、その言葉の貧困がどこに由来しているのかが、ずっと分からずにおりました。

どういうところで私の言葉の貧困を思い知らされていたかと申せば、どこかと言うことはありません。日常そのもので、日常的に人と接する度に、それを思い知らされていきました。人は人と接点を持たなければ生活

は営めません。その生活の中で、常にダメを出されているのです。

盲学校の中では、周囲は私と同様の人ばかりでした。盲学校では、生徒ばかりでなく先生方も、同様の状況の中に生活しておられて、晴眼者の先生方から時折私達の言葉の貧困を、「おまえら、漢字を知らない」と、世の中に出た時困るぞ！」などと嫌みな揶揄するような言い方で指摘されたことがあります。それは生徒に対してばかりで、視覚障害者の先生方は、私達と同様の状況下におられました。その言葉の貧困は、厳しさを伴って知らされることはなかったようです。さすがに晴眼者の先生方も、同僚である視覚障害者の先生方の前では、言葉の貧困について発言されることはないようでした。従って盲学校にいる限りは、私達も、言葉の貧困を指摘されることはあっても、頭を低くしておれば、凌ぐことができたということができません。

しかし一步社会に出ると、それまでとは全く違った光景が、眼前に広がったのでした。それまでも同じ社会を見ていたはずなのですが、全く違った風景の中、

私は、全く違った対応を迫られたのでした。これまた大袈裟な物言いをお許しいただけるならば、毎日毎日、一刻一刻が、試験場に立たされたいように思わされたものでした。そしてその都度、落第点を付けられていたのでした。それはどうやらこういうことだったようです。

社会は言葉が支配する世界でした。その言葉の支配する世界では、そこで通用している言葉を使いこなせなければ、普通人とは見做してもらえませんでした。そこで通用している言葉をわがものにする、それが私に求められていることでした。全てはそこから始まる、そこからスタートですので、どうしてもそれを成し遂げなければ、生き抜くことはできない、そう思ったものでした。

しかしどうしてもそれを克服する手掛かりが掴めない、どうすれば社会の皆さんと通用する言葉を習得することができるのか、悶々とする日々が続いています。そうしたところに、この漢点字の通信講座の受講者の募集記事を発見したのでした。

早速私は、川上先生にお手紙を差し上げて、通信講

座の受講を始めました。

夢中で当用漢字の習得に励みました。

三

漢点字を勉強しながら、言葉の貧困について考え続けました。

漢点字を学ぶというのは、文字通り漢字を点字に写した文字を、一文字一文字覚えて行く作業でした。一般の子供達が、小学校に入ってからカナ文字を学んだ後に漢字を学ぶように、そのプロセスと同様のプロセスを踏んで、漢点字を学んだのでした。小学生と異なるのは、漢点字は、その構成のプロセスに、第一基本文字・漢数字・比較文字・発音文字……というように、小学校のカリキュラムには沿った構成になっていないことでした。漢点字の構成のプロセスに添って見ますと、これはやむを得ないことで、私達大人が学ぶのには、何の障害になるものではありませんし、むしろこの構成に沿って学ぶのが、漢点字の理解に易いと言えました。子供達に教えることを考えれば、多少進め方に工夫が必要かもしれませんが、取り敢えず私が

学ぶには、全く問題ありませんでした。

しかし当初予想していたのとは異なつて、漢字という文字は、丸暗記してしまえばよいものではありませんでした。むしろ外国語の勉強に似たものを感じながら取り組んだのを覚えていきます。

普段何気なく口に行っている言葉を、文字に表そうとしますと、おや！と思わされることしばしばあります。例えば、「それは、全然カンケイないよ」などと言うことはよくあることです。しかしこの「カンケイ」という漢語に漢字を当ててみますと、「関係」となります。だから何だと言えばその通りなのですが、しかし何で「関係」などという難しげな漢語が、日常的な慣用句として使われるようになったのでしょうか。「関係」の「関」の音読は「カン」、訓読は「せき・かかわる」、通行を堰き止める「関所」を表す文字です。本州の西の端の関は「下関」、京都から近江に抜ける道筋には「逢坂関」がありました。また音読では、一家の出入り口である「玄関」、肘や膝のように曲げたり伸ばしたりする「関節」、人の心を引く「関心」、そして人と人との関わりを表すのがこの

「関係」です。

「係」は、音読は「ケイ」、訓読は「かかり・かか
る」です。「：がかり」などと仕事の役割を呼ぶ時に
使われません。従ってこの「関係」という熟語の二つの
文字を二つともに訓読してみますと、「かかる・かか
る」ということになります。人と人とが継続的に関わ
り合いを持ち続けながら生活することを表す熟語とい
うことが言えます。恐らく人と人との繋がりといい
ころで、常に身近な熟語となつて、日常的な慣用語と
しても使用されることになつたのでしよう。

一つの漢字には音読と訓読という二つの系統の読み
があります。その二つの系統の読みも、他の文字の読
みと組み合わせると熟語が作られます。そうしてその熟
語によつて、その文字の意味がさらに深まります。こ
の熟語が還元されて日常的に使用されて、慣用語とな
る、そういうことが繰り返されているのでしうか。
一文字一文字の漢字を習得しただけでは、句や熟語、
そして文章の理解には、一歩進んだ程度だということ
を、後に思い知らされることになりました。

私は漢点字の勉強を始めたころ、まずは漢点字の符
号を、そしてその音読と訓読をと、取り敢えずそれだ

けを懸命に覚えました。熟語や使い方やそれらが指し
示す意味などは、後回しにしてよろしい、と考えて、
まずは漢点字を覚えることを最優先しました。という
のも、勉強しなければならぬことが余りにも多く、
優先順位を決めなければ、とても成し遂げられそうに
なかつたからです。そのようにしながら当用漢字を習
得することができましたが、それだけでは言葉の貧困
を克服することには、どうやら十分ではありませんで
した。

私達視覚障害者の周囲には、書籍というものが極め
て乏しい、その主なものはカナ点字の点訳書で、もう
一つ、音訳書も製作されていきました。しかし全体の数
量が極めて乏しい、なければならぬ資料、視覚障害
者にも分かる、漢字に関する書籍は皆無という常態で
した。

そこで新たな苦悩に見舞われることになりました。
漢字は習得できたが、この後どうこの知識を生かせ
るか、あるいはどう深めることができるか、というこ
ろで、足踏みを余儀なくされたのでした。

つづく

参考資料

字式について (六)

岡田 健嗣

前回に引き続き、漢字の字形を字式で表す方法をご紹介します。
漢字の音読を五十音の順に並べます。

「下」 カ` ゲ した しも もと さげる さがる くだる
くだす くださる おろす おりる

一・ト

「化」 カ`クワ、 ケ ばける ばかす (ゲ かわる
しぬ したがう)

人偏 + ヒ

「火」 カ`クワ、 ひ ほ

“、+、” \人

「加」 カ くわえる くわわる

カ + 口

「可」 カ (よし ゆるす べし)

口 < 一・ |

「仮」 カ ケ かり (かる かす)

人偏 + 反

「假」 人偏+尸`しかばね*B>二+コ/又*B

「何」 カ なに なん (になう いづく)

人偏 + 可

「花」 カ`クワ、 はな (ケ)

草冠 / 化

「佳」 カ (カイ よい めでたい)

人偏 + 圭 (圭 土/土)

「価」 カ あたい

人偏 + ^西 (^西 一・ // \・口)

「價」 人偏+賈`こ*B (賈 ^西/貝)

「果」 カ`クワ、 はたす はてる はて (カン`クワン



ㄨ このみ)

田・木

「河」 カ かわ
さんずい + 可

「科」 カ `クワ、 (しな おきて)
ノ木偏 + 斗

「架」 カ かける かかる (たな)
加 / 木

「夏」 カ ゲ なつ
一・自 / 女 `すいによ

「家」 *B カ ケ いえ や
ウ冠 / 豕 `いのこ

「荷」 カ に (になう はす)
草冠 / 何

「華」 カ `クワ、 ケ はな (はなやか)
草冠 / 一・“サー／一” \ |

「掛」 かける かかる かかり (カ `クワ、 カイ `クワイ
ㄨ)

手偏 + 卦 (卦 圭+ト 圭 土/土)

「菓」 カ `クワ、 (このみ かし)
草冠 / 果

「貨」 カ `クワ、 (ぜに たから)
化 / 貝

「渦」 カ `クワ、 うず
さんずい + 鬲

「過」 カ `クワ、 すぎる すごす あやまつ あやまち
しんによウ @+ 鬲

「嫁」 カ よめ とつぐ
女偏 + 家



「暇」 カ ひま (いとま)
 日偏 + 尸 >*B二 + コ / 又

「禍」 カ `クワ、 (わざわい)
 ネ偏 + 冎

「禍※」 示偏+冎

「靴」 カ `クワ、 くつ (かわぐつ)
 革 + 化

「寡」 カ `クワ、 (やもめ すくない)
 ウ冠 / ^頁 / 刀

「歌」 カ うた うたう
 哥 + 欠 (哥 可/可)

「箇」 カ (コ)
 竹冠 / 固

「稼」 カ かせぐ (うえる)
 ノ木偏 + 家

「課」 カ `クワ、 (こころみる わりあてる)
 言偏 + 果

「画」 ガ `グワ、 カク `クワク、 (え えがく かぎる
 はかる)

凵 > 一・由

「畫」 聿※ / 田 / 一 (聿※ “^ヨ/二” \・ |)

「芽」 ガ め (きざす)
 草冠 / 牙

「賀」 ガ (いわう よろこぶ)
 加 / 貝

「雅」 ガ (ア みやびやか ただしい)
 牙 + 隹

「餓」 ガ (うえる)
 食偏 + 我

点字から識字までの距離 一二五

山内 薫

障害をめぐる条約や法規の現状 (三)

「障害者の権利に関する条約」(二)

前回の終わりに「合理的配慮」の配慮という言葉が適切な用語ではないこと、そして「合理的な配慮(便宜)の提供の問題は障害者の主体的な権利の問題として捉えなければならぬ」と述べた。その後、十月の末から十一月はじめまで、五回にわたって朝日新聞に連載された「インクルーシブ教育@Japan 発達障がいからの進学」という記事の中で、米国ニューヨーク州認定の学校心理士、バーンズ亀山静子さんの言葉が引用されている。

「日本で合理的配慮が進まない理由の一つは、『配慮』という言葉です。『配慮だからしなくてもいい』という意識がまだ強い。子どもの人権保障として『しなければならぬ』という意識を、社会全体に広げなければ変わりません。(中略)米国では、インクルーシブ教育を大前提に、法令に基づいた支援がなされます。『学校に何ができるか』ではなく、『その子に何

が必要か』という子ども主体の視点ですべて考えられます。(中略)二〇〇二年に『落ちこぼれ防止法』が施行された米国では、成績が伸びなければ学校側に説明責任が伴います。配慮によって、どんな効果があったのかも説明しなくてはなりません。」「一人だけ違う学び 子ども主体の視点で 識者に聞く」朝日新聞朝刊 二〇二四年十一月五日)

「日本は『「配慮」という言葉ゆえに、本当はやらなくても良いことをやってあげているという意識がまだ強い』と指摘する。『やらなくてはいけない合理的な人権保障と読み替えた、態勢整備を急いで欲しい。』」「(『一人一台』になっても 断られた端末活用」同 二〇二四年十月二十九日)

まさに障害者権利条約の言う合理的配慮とは「やらなくていけない合理的な人権保障」なのである。

それから数日後の同じ朝日新聞の「声」の欄に以下のような投書が載っていた。

「『不登校』希望ある別の呼び方を
パート 松田路花(北海道 四四)

中三の娘はいわゆる不登校だ。コロナ休校後の小学五年生からほとんど学校に行っていない。先日、中学の先生が前期の成績表を自宅に持ってきてくれた。欠席日数九七日、備考欄に『体調不良』とあった。

先生から、進学関連の書類にも、『体調不良』の記

載でよろしいですか、と聞かれた。娘は体調不良ではない。ピアノのレッスンに通ったり読書をしたり、家の手伝いをしたりと、いたって前向きに、元気に過ごしている。ただ、学校に行っていないだけである。

他にはなんと記載できませんか、と尋ねたところ、『不登校』の記載を選んだご家庭もあるとのこと。ではうちも『不登校』でお願いします、と答えた。しかしその時も、その後もずっと違和感を拭えないでいる。学びの方法は多様であることを娘から教えてもらった私たち家族にとつて、『不登校』の響には強いマイナスのイメージがあり、娘の選択が肯定されていない気持ちになる。

学校に行かない子どもが増えている中、その選択をした子どもの意思が尊重され、可能性を広げていける希望のある呼び方がないものか。皆さんのアイデアを聞いてみたい。」（朝日新聞朝刊 二〇二四年十一月一日）

不登校の問題も子どもの視点で、子どものためにやらなくてはいけない合理的人権保障の視点で考えることが要請されている。

障害者権利条約の「第十七条 個人をそのままの状態で保護すること」の条文は「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態

この条項は障害者に限った問題ではなく、すべての人が個人としてそのままの状態

障害者権利条約の「第三条 一般原則」でも同じことが述べられている。

第三条は「この条約の原則は、次のとおりとする。

(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重

(b) 無差別

(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容

(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ

(e) 機会の均等

(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ

(g) 男女の平等

(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重」の八項目から構成されている。これらの原則は国連が進めてきた様々な権利に関する条約を引き継ぐものである。

ちなみに、国連の人権に関する国際条約等を列挙すると以下のようになる。

一九四八年 世界人権宣言

一九六五年 人種差別撤廃条約（発効は一九六九年、

日本の批准は一九九五年)

一九六六年 国際人権規約 (一九七六年、一九七九年)

一九七九年 女性差別撤廃条約 (同一九八一年、一九八五年)

一九八四年 拷問等禁止条約 (同一九八七年、一九九九年)

一九八九年 子どもの権利条約 (同一九九〇年、一九九四年)

二〇〇六年 障害者権利条約 (同二〇〇八年、二〇一四年)

そして目下検討されている国際条約は高齢者人権条約である。

さて、障害者権利条約の第三条一般原則の「(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ」はそのまま第九条として独立している。ちなみに英語の正文では「Accessibility」の語が当てられている。

この第九条は「1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会

を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)

(b) 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとつての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。」

このうち、実現が期待される非常に具体的な項目は、2の(d)と(e)である。

(d)は、「公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。」となっている。

点字の表示が民間施設を含めて施設や建物でどれほど実現しているだろうか。最近では交通機関の車両やホームドアなどには必ず点字が表示されているように、点字の表示については増えてきている印象を持つ。しかし一方で、「読みやすく、理解しやすい形式の表

示」についてはどうだろうか。例えば図書館で排架されている本の内容を示す案内語が、どれほど読みやすく、かつ、理解しやすい形式になっているかどうかは心許ない状況だろう。漢字にルビをつけるのは当然として、本の分類で用いられている「総記」とか「社会科学」等という言葉を誰にでも分かりやすい言葉で表示することができているとは言いがたい。

また(e)「公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。」に至っては、ほとんど実行されていない。

ちなみにこの条項の「人または動物」は英語の正文では「live assistance」、「案内者、朗読者及び専門の手話通訳」は「including guides, readers and professional sign language interpreters」となっている。

前に述べたように、国際条約は日本の法律よりも上位に位置し、その内容の実現は急務であるはずであり、昨年障害者差別解消法の改正によって「合理的配慮の提供」が公的施設、民間施設ともに義務となったことから、あらゆる建物や施設での上記(d)と(e)の早期の実現が望まれる。

一 新年を迎えました。

明けましてお目出度うございます。

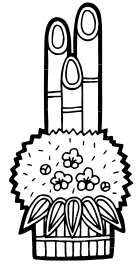
本会会員の皆様、並びにご利用者の皆様、そして本会の活動をご支援下さっておられます皆様、また本誌の読者の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

本年は二〇二五年です。二十一世紀に入ったのはついこの前と思っておりますが、既に四分の一世紀を過ぎたこととなります。

また今年、ルイ・ブライユが点字を発表して二〇〇年目の年でもあります。視覚障害者にも文字の世界が開けた年から二〇〇年です。

視覚障害者の読書の環境、また視覚障害者自身の読書への意欲が、今後問われることになるのではと思われまます。

本年もご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



二 発足から三十年目に

本会「漢点字羽化の会」は、「横浜漢点字羽化の会」として、一九九六年の一月末日にスタートしました。従ってこの二月から、活動は三十年目に入りません。

また、二〇〇五年には東京でも会員を募り、「東京漢点字羽化の会」として活動を始めました。このように「漢点字羽化の会」としての活動は、現在二つの拠点で活動しております。

本会の発足に当たって、活動の方針として、三つの柱を立ててみました。それは、

① 漢点字を読み書きするに際して、基本的に必要な資料の製作。

② 漢点字の普及活動。

③ ニーズに応じた漢点字の資料の製作。

というものでした。

現在振り返ってみて、この三つの柱は間違っていない

なかつたと思っております。しかしながらこの三つが、悉く成し遂げられたとは、残念ながら申せません。

①の基本的な資料の製作。これはそれまでに全くなかつたものですので、ゼロからの出発ということになりました。会員の皆様のお力が大いに發揮されて、かなりの達成度を上げることができたと思っております。詳細は別稿に譲ることにさせていただきます、何と申しても、会員の皆様への感謝を惜しむことはできません。

②の普及活動は、思うような成果を上げたとは言えないかもしれませんが、しかし現在も、勉強を続けて下さっている皆様もおられます。何とか頑張りたいと思っております。

③のニーズへの対応、これは現在は全くニーズが途絶えておまして、これはほぼ失敗と申すしかありません。当初は、視覚障害者の読書欲を期待してこういう柱を立ててみたのですが、最初の数年はニーズをお

寄せ下さる方もおりましたが、残念ながら継続してお寄せ下さることがなく、現在に至っております。

恐らく今後、このような本会の活動に、何らかの評価をいただくことになろうかと思いますが、自己評価としても、資料の製作以外は、かなり困難を感じてやってきましたと言わざるを得ません。

しかし資料の製作は、電子データとしても残りますので、後の皆様のご利用に、十分お応えできるものと考えております。

三 『諸注評釈新芭蕉俳句大成』

今年度・令和六（二〇二四）年度分の、横浜市中心図書館様への納入書として、『諸注評釈新芭蕉俳句大成』（佐藤勝明編、明治書院）の、第四分冊から第一分冊までの八分冊を製作しております。

現在は、製作の作業の最後の工程に入っております。四月には横浜市中心図書館の書架に並びます。ご利用のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

編集後記

明けましておめでとうございませう。

皆様どのようなお正月をお過ごしでしたでしょうか。

今号で、岡田様の「顧みて」を読んで感銘を受けました。漢点字への出会いから強い意志、努力、継続等がひしひしと伝わってきました。

「言葉の貧困」への克服や、社会では「言葉が支配する世界」に通用するのは言葉が大切と意識しそれに向けて闘志を燃やしたこと。人と人との接点が共通する言葉だと。大変な御苦労と情熱をもって日々努力を重ねられた様子が生き生きと浮かんできました。

また、山内様の「障害者の権利に関する条約」を読んで、これは国際的な条約です。障害にもとづくあらゆる差別を禁止しています。

「合理的配慮」はとても広く深い言葉で、障害者からの要望や申し出に配慮することなどです。この条約が国民に知れ渡っていないことが大きな問題です。恥ずかしいながら私もこれから勉強です。

宮澤義文

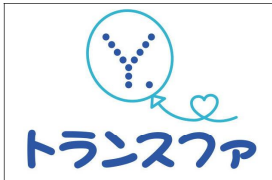
(有) 横浜トランスファ福祉サービス

障害者自立支援法の下、障害者にガイドヘルパーを派遣して、外出を支援しています。対象は、横浜市在住・在宅の、視覚・肢体・知的重度障害者。

常時募集・ガイドヘルパー：資格・ホームヘルパー2級以上、および視覚・肢体障害者移動介護研修修了。

業務概要：上記障害者の外出支援。詳細は担当・柳田まで。

研修者募集：弊社では、ガイドヘルパー（視覚障害者）の資格取得研修を実施致します。詳細はホームページで。



URL: www.ytrans.net

〒231-0063 横浜市中区花咲町1-46-1

GSプラザ桜木町1105

電話: 045-263-0306

FAX: 045-263-0316

E-MAIL (岡田健嗣) : okada_tr_eib@ybb.ne.jp

横浜漢点字羽化の会 URL : <http://www.ukanokai-web.jp/>

《表紙絵 岡 稲子》 次回の発行は2025年4月15日です。

※本誌(活字版・DAISY版・ディスク版)の無断転載は固くお断りします。



